

コロンビア共和国 (Republic of Colombia)

通信

I 監督機関等

1 情報技術通信省 (Ministry of Information Technology and Communication : MINTIC)

Tel. : +57 1 344 34 60

URL : <http://mintic.gov.co/>

所在地 : Edificio Murillo Toro Cra. 8a entre calles 12 y 13, Bogotá, COLOMBIA

幹部 : David Luna (大臣 / Minister)

所掌事務

情報通信技術及び通信全般にかかわる政策策定のほか、事業者の登録や周波数利用許可の付与を所掌する。

2 通信規制委員会 (Communication Regulation Commission : CRC)

Tel. : +57 1 319 83 30

URL : <http://www.crcom.gov.co/>

所在地 : Calle 59 A bis No.5-53. Edificio LINK Siete Sesenta Piso 9 Bogotá, COLOMBIA

幹部 : Juan Manuel Wilches Durán (委員長 / Executive Director)

所掌事務

1994年に設立された通信分野の独立規制機関で、競争市場推進の原則に基づき、主に以下を所掌する。

- ・ 相互接続管理
- ・ 料金規制
- ・ 機器の技術基準策定、型式認定
- ・ 紛争処理
- ・ 消費者保護

II 法令

2009年法律第1341号 (Law 1341/2009)

通信分野の基本法令であり、監督機関の所掌の定義のほか、相互接続基準、周波数の有効利用等の原則を規定している。

Ⅲ 政策動向

1 免許制度

「2009年政令第4948号」が、通信網の運用又は通信サービス提供には、MINTICへの事前の届出が必要であり、MINTICは申請書類を審査、ICT事業者登録を行うと規定している。登録事業者は年収の0.1%をCRCの運営資金に拠出する義務を負う。周波数の利用に際しては、「2009年法律第1341号」第11条により、別途MINTICが発行する周波数利用許可（10年間）を取得せねばならない。

コロンビアの通信市場参入に対する外資規制は存在しない。

2 競争促進政策

（1）相互接続

「2009年法律第1341号」第50条により、通信事業者は他の通信事業者の要求があった場合、CRCの定める条件に従い相互接続に応じることとされている。同条は接続提供の際の基本要件を、①非差別的取扱、②透明性、③コストベースの料金設定、④自由競争の維持、⑤支配的地位の濫用の回避、⑥サービスの質の維持、と定めている。上記の条件に対する違反は、相手側の訴えにより処罰の対象となる。

（2）支配的事業者規制

「2007年政令第2870号」により、CRCは通信各市場で定期的に市場分析を実施、市場支配的事業者を指定することができる。市場支配的事業者は、相互接続その他、自社の所有する施設の他事業者による利用に対し、非差別的条件かつコストベースの料金で応じることとされている。

2013年1月から、CRCは移動体通信市場に非対称規制を導入、市場支配的事業者Claroの通話着信料金（卸）基準を他の事業者の基準以下に設定することを義務付け、2015年に41.7%の引下げを実施するとしている。SMS及び国内ローミング料金についても、同年に41.5%の引下げを義務付けた。

（3）携帯番号ポータビリティ

2008年に指定された「番号ポータビリティ法」に基づき、2011年7月に移動体通信事業者各社が番号ポータビリティ・サービスを開始した。移行までの期間は約3日で、消費者への課金はない。

3 情報通信基盤整備政策

（1）ユニバーサル・サービス

市内通話及びブロードバンド接続がユニバーサル・サービスと規定されている。サービスの財源として、MINTICの管理による「情報通信技術基金」が設定されており、通信事業者は年間収入のうち、MINTICの定める割合の額を基金に拠出する義務を負う。

(2) Vive Digital

政府は2010年9月、全国の都市への光ファイバ基盤設置、インターネット接続及び利用の普及を目標とした2014年までの国家デジタル化計画「Vive Digital」を発表した。この計画では、2014年までに①光ファイバ網に接続可能な自治体を3年間に3倍の1,053とする、②50%の中小企業と一般世帯がインターネットに接続する、③インターネット利用者数を4倍の880万とすることが目指された。

この計画の実現のため、政府は全国の32地方のうち26地方と共同投資プロジェクトを実施、投資総額は2013年末までに約330億COPに上った。2013年1月までに、226の自治体に新たに光ファイバが敷設されている。また、2011年11月には、Azteca社が光ファイバ・バックボーン事業者指定され、2015年3月までに国内の80%の地域、769の自治体をカバーする全長2万500kmのファイバを敷設した。

また、政府は2014年10月、新たなモバイル・サービス向け周波数割当計画を発表、900MHz帯の22MHz幅と1900MHz帯の5MHz幅につき、2015年内にオークションを行うとし、1900MHz帯の落札者には40、900MHz帯の落札者には55の非カバー自治体へのサービス提供を義務付けるとしていた2014年10月からは、2015年8月の700MHz帯の地上デジタルからの移行計画により、同帯域及び900MHz帯の20MHz幅、1900MHz帯の5MHz幅、2500MHz帯の30MHz幅につき、2016年にオークションを実行する計画を進めている。

4 ICT政策

インターネット普及政策

政府は「Vive Digital」(3(2)の項参照)の一環として、ルーラル地域、あるいは経済的に恵まれない人々へのインターネット接続環境整備を進めてきた。

政府が設定した所得段階で下から2番目までの区分に属する世帯については、安価なPCを優先的に供給する、ブロードバンド接続料金を非課税にする等の処置がとられており、2013年末までに約10万の世帯にPC及びインターネット接続が提供された。

ルーラル地域では、特に学校施設に重点的にPCの配布とネット接続が実施され、2013年には1万3,500の学校にPCが設置されている。

5 消費者保護政策

CRCは2011年後半から、携帯事業者との契約関係につき、一連の消費者保護措置を導入している。2011年には移動体通信事業者にSIMロック解除を義務付けた。2013年4月からは、プリペイド契約につき、契約期間を最低60日とすること、契約時に各サービスの料金の詳細を契約者に通知すること、カードの有効期限の終了の際には、少なくとも24時間前に契約者に通知することとした。

ポストペイド契約については、2014年7月、通信サービス契約と端末の抱き合

わせ販売を禁止、契約と同時に端末を購入する消費者に対しては、サービス契約料金と端末料金を別建てで提示することと定められた。既存の販売奨励金つき契約については、最低契約期間の終了まで有効とされるが、各月の請求書に、端末購入料金に関する明細を明記することとされている。

CRC はまた、ポータルサイトを通じて、一般利用者向けの各種 ICT サービス利用案内、苦情受付、料金比較等を提示している。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

無線機器の基準認証は、「2009 年法律第 1341 号」第 22 条により、CRC の任務とされている。CRC は、コロンビアにおける電気通信ネットワーク及びサービスにかかわる設備、端末などの重要な機器について、基準を策定し認証を行うとされ、認証を行う国内及び国際機関を指定すると規定されている。

V 事業の現状

1 固定電話

PSTN 方式の固定電話の加入者が減少を続ける一方で、ブロードバンド接続プロバイダによるトリプルプレイの伸長から、IP 電話利用が伸びており、2014 年には加入者数が 150 万を超えている。

PSTN 方式では、Empresa de Telecomunicaciones de Bogota (ETB：市内・長距離・国際)、Empresas Publicas de Medellin (EPM：市内)、Empresas Municipales de Cali (EmCali：市内) の国営 3 事業者が、それぞれのサービス地域で支配的な地位を保っていたが、2014 年にいずれも加入者の大幅な減少を見て、シェアの合計は 50%を下回った。民営の事業者も数社が市場に参入しており、中ではスペインの総合通信事業者テレフォニカ (Telefonica) の子会社テレフォニカ・コロンビア (Telefonica Colombia、ブランド名 Movistar) や、メキシコのアメリカ・モバイル (America Movil) の子会社 Claro コロンビア (Claro Colombia) 等がある。

2 移動体通信

普及率は 2011 年に 100%を超え、2015 年 6 月現在の加入者総数は約 5,270 万に達している。ネットワーク事業者は、Claro、Movistar Colombia、EPM とルクセンブルクの Millicom International Cellular (MIC) の合弁会社 Tigo Colombia、法人向けに iDEN 方式でサービスを提供している Avantel の 4 社であったが、2013 年 6 月、EPM 子会社で MVNO であった Une-EPM と、米国 DirecTV が、LTE 向け周波数オークションで落札を果たし、Une-EPM は 2014 年 4 月、DirecTV は 2014 年 7 月に商用サービスを開始した。MVNO については、Uff、

Virgin、ETB、Une-EPM（2G 及び 3G）及び Exito が Tigo Colombia の通信網を用いてサービスを提供しており、2015 年 6 月には加入者合計が 225 万に達した。

3G サービスは Claro、Movistar Colombia、Tigo Colombia の 3 社が提供しており、2015 年 6 月現在の加入者数合計は 530 万で、LTE のサービス開始後やや減少傾向にある。LTE サービスについては、2013 年 6 月に Avantel、Movistar Colombia、Tigo が 1.7/2.1GHz 帯、Claro、Une-EPM、DirecTV が 2.5GHz の利用免許を取得、2013 年 12 月から相次いで商用サービスを開始し、全国の中心都市で利用が可能になっている。2015 年 6 月現在の加入者合計は約 165 万である。

スマートフォンの普及が進みつつあり、2014 年の販売台数は Android 端末を中心に、月平均で携帯端末販売全体の 76% に達している。

3 インターネット

「Vive Digital」プロジェクト（Ⅲ－3（2）の項参照）の開始後、インターネット接続世帯数は継続的に増加、2013 年末のインターネット世帯普及率は 43% まで伸びたと推定されているが、まだ地域間格差が激しく、人口 100 人当たりのブロードバンド普及率が首都では 10% を超えているのに対し、1% に満たない地方も多い。

主要 ISP は Claro（ケーブル）、Une-EPM（ケーブル、ADSL、WiMAX）、Movistar Colombia（ADSL、WiMAX）、ETB（ADSL）で、この 4 社で市場シェアの約 85% を占めている。技術別には、ADSL が 48%、ケーブルが 46%、光ファイバその他が 5% で、各社が最大通信速度 5～100Mbps の複数のプランを提供している。ETB は 2013 年末に首都で FTTH サービスを開始、2015 年末までに首都の 80% の世帯をカバーするとしている。

モバイル・ブロードバンド利用者は急速に伸びており、2014 年末には普及率が 45% に達した。

4 新成長サービス バンドル・サービス

Claro、Movistar、ETB 等がブロードバンド接続＋IP 電話＋IPTV のトリプルプレイ・パッケージを販売しており、最も人気の高い Claro の場合、最大接続速度 10Mbps のネット接続＋時間無制限の IP 電話＋50 チャンネルのテレビ番組視聴とビデオ・オン・デマンド（VoD）の組み合わせで、月額料金は 119COP である。

VI 運営体

テレフォニカ・コロンビア（Telefonica Colombia）

Tel. : +57 1 705000

URL : <http://www.movistar.co/>

幹部 : Alfonso Gómez Palacio (会長 / President)

概要

1994年に米国の BellSouth の子会社として事業を開始したが、2004～2005年にスペインの旧国営総合通信事業者テレフォニカが全株式を取得した。2015年9月現在の株主構成は、テレフォニカ : 50%、コロンビア政府 : 30%等である。

2012年に各サービス部門のブランド名を Movistar に統一した。シェア順位は、固定通信市場では 3 位、移動体通信市場では Claro に次ぐ 2 位である。2014年の売上高総額は、前年比 10% 増の 46 億 4,000 万 COP であった。

放送

I 監督機関等

国立テレビ協会 (National Television Authority : ANTV)

Tel. : +57 1 7957000

URL : <http://www.antv.gov.co/>

所在地 : Ubicación: Calle 72 No.12-77 Edificio Fernando Gómez Agudelo., Bogotá, D.C. COLOMBIA

幹部 : Angela Maria Mora Soto (会長 / Director)

所掌事務

「2012年法律第 1507 号」により設立された。MINTIC 下の放送事業者規制機関として、放送事業免許付与、番組規制を所掌する。

II 法令

1 2001 年法律第 640 号

放送事業者の資本所有や放送コンテンツに占める外資の割合等につき規定している。

2 2012 年法律第 1507 号

ANTV の設立条件を規定している。

III 政策動向

1 免許制度

テレビ事業は「憲法」第 365 条により、公共事業と位置付けられており、放送局の開局に当たっては、ANTV の割り当てる対応周波数の利用許可を必要とする。

割当てを受けた事業者は、3 か月ごとに利用料として、ANTV に収入の 1.5% を拠出する。ラジオ放送局への周波数割当・番組管理は、「2009 年法律第 1341 号」第 VIII 章により、MINTIC の所掌とされている。

なお、1 放送事業者に対しての外資の上限は、資本全体の 40% までとされている。

2 公共放送関連政策

公共放送 Radio Television Colombia (RTVC) の設立規定である「1991 年法律第 014 号」では、同社に対して広告放送を禁じている。

3 コンテンツ規制

番組規制

「2001 年法律第 640 号」により、放送番組に占める国内制作番組の割合が以下のように定められている。

- ・ 全国放送：午後 7 時から 10 時 30 分までは 70% 以上、午前 10 時から午後 7 時までと午後 10 時 30 分から 12 時まででは 50% 以上。
- ・ 地方あるいはローカル放送：放送全時間帯で 50% 以上。

4 地上デジタル放送

2010 年 1 月に地上デジタル放送が開始された。2011 年に ANTV は 2019 年までに移行を完了すると定め、2012 年には新たな放送規格として DVB-T2 方式を採用した。

IV 事業の現状

1 ラジオ

公共放送では RTVC が 3 系統の全国放送を実施している。商業放送事業者は数百を数えるが、AM で全国放送を実施している大手ネットワークには、Radio Cadena Nacional があり、FM 放送大手には、音楽番組を中心とする Super Stereo FM を運営する Sistema Super de Columbia がある。

2 テレビ

テレビ受像機の普及率はほぼ 100% である。RTVC が 3 系統（総合、教養、娯楽）で全国放送を実施している。商業放送事業者で全国放送を実施しているのは、Caracol Television (CRC) と RCN Television の 2 社のみであるが、ローカル放送事業者は 8、その他 44 のエリア放送局が番組放送を行っている。地上デジタル放送は、RTVC が実施しているが、視聴世帯は 2014 年にはまだ全体の 5% 程度である。

3 衛星放送

米国 DirecTV 傘下の DirecTV Colombia が、2014 年 12 月には約 99 万の加入者を得ており、有料放送加入者シェアの約 19% を占めている。Movistar も首都

を中心にインターネットとのバンドル・サービスとして DTH 放送番組の配信を実施、加入者数は約 39 万である。

なお、政府は 2014 年 10 月、地上放送の非カバー地域に対し、公共放送を中心に DTH での番組配信を実施するプロジェクトを開始、10 年間で 306 自治体に衛星放送システムを導入するため、7,050 万 COP の予算を設定している。

4 ケーブルテレビ

ケーブルテレビ加入世帯数は 2014 年に 350 万を超え、有料放送では最大である。Claro と Une-EPM が 2 大事業者であり、両社は単独あるいはインターネットとのバンドル・サービスにより、有料放送加入者シェアの 60% 強を得ている。

V 運営体

Radio Television Colombia (RTVC)

Tel. : +57 1 2200700

URL : <http://www.rtvco.gov.co/>

幹部 : John Jairo Ocampo (総裁 / Director)

概要

1991 年に設立された公共放送事業者で、3 系統のラジオ放送、3 系統のテレビ放送、二つのウェブチャンネルを運営しているほか、国内では唯一地上デジタル放送を実施している。財源は政府からの給付金である。

電波

I 監督機関等

1 監督機関

(1) 情報通信技術省 (MINTIC)

(通信 / I - 1 の項参照)

(2) 通信規制委員会 (CRC)

(通信 / I - 2 の項参照)

(3) 国家周波数庁 (National Agency of Spectrum : ANE)

Tel. : +57 1 6 00 00 30

URL : <http://www.ane.gov.co/>

所在地 : Calle 93 # 17-45, Pisos 4, 5 y 6. Bogotá D.C., COLOMBIA

幹部 : Oscar Giovanni León Suárez (長官 / Director)

所掌事務

「2009 年法律第 1341 号」により設立され、MINTIC あるいは CRC の諮問機関として、周波数管理に関する計画策定や事業者規制に関する助言や技術支援を実施する。

2 標準化機関

コロンビア技術規格協会 (Instituto Colombiano de Normas Técnicas y Certificación : ICONTEC)

Tel. : +57 1 607 88 88

URL : <http://www.icontec.org/>

所在地 : Carrera 37 52-95, Edificio ICONTEC P.O. Box 14237 CO-Bogotá, D.C., COLOMBIA

幹部 : Héctor Arango Gaviria (会長 / President)

所掌事務

1963 年に設立された。国際的にコロンビアを代表する標準化機関として認められた民間非営利団体であり、ISO、IEC などの国際標準団体に参加し、コロンビア国内の標準化業務を所掌している。

II 電波監理政策の動向

1 電波監理政策の概要

「憲法」第 75 条において、電波は公共の財産と定義されており、「2009 年法律第 1341 号」は、周波数管理について規定している。電波監理については、以下の 3 機関により実施する。

(1) 情報通信技術省 (MINTIC)

「2009 年法律第 1341 号」第 18 条は、MINTIC の 22 の任務を規定し、電波監理関係では、周波数の政策、計画及び管理について実施するとして、周波数分配表の策定、周波数の割当監理、無線局免許の認可、無線周波数に関する国際条約の実行等を任務としている。

(2) 通信規制委員会 (CRC)

「2009 年法律第 1341 号」第 22 条は、CRC の 20 の任務を規定している。電波監理関係では、以下のとおりである。

- ・ 電気通信サービスに関する基盤、ネットワーク及び関連サービスを提供する条件を定義する。
- ・ 通信網及びサービスにかかわる設備、端末などの重要な機器について、技術基準を策定し認証を行い、認証を行う国内及び国際機関を指定する。

(3) 国家周波数庁 (ANE)

「2009 年法律第 1341 号」第 22 条は、ANE の 13 の任務を規定しており、電波に関する管理、計画、監視及び制御の技術面で MINTIC 及び CRC を支援する

とされており、主な電波監理関係の所掌は、以下のとおりである。

- ・ MINTIC 及び CRC の周波数管理、設計、監視、制御を支援する。
- ・ MINTIC の周波数に関する計画、プログラム、公共政策について助言する。
- ・ 周波数の監視制御の最適なスキームを設計し推進する。
- ・ 周波数規制規則の違反を調査する。
- ・ 周波数監視制御管理の新しい傾向により、周波数に関する規定を維持する。

2 無線局免許制度

周波数の利用には、事前に MINTIC の認可が必要とされる。認可は、技術中立であり、技術は干渉を相互サービスに与えないこと、国際市場に整合していること、持続的な発展に貢献していることが必要である。

MINTIC は、関係者への公平な通知により周波数利用の認可手続を実施し、関係者に公正平等に与えられるべきである。また、周波数割当は、オークションに基づき実施される。

割当周波数の譲渡は、MINTIC の承認なしには認められない。承認のためには、電波利用の質、アクセス、社会的な利益が損われないことが必要である。

なお、最近数年間の周波数割当例としては、以下がある。

2010 年 6 月の 2.5GHz 帯の周波数オークションの結果、Une-EPM が周波数を取得し、2012 年 6 月から LTE サービスを開始している。2013 年 6 月には、AWS (1.7/2.1GHz) 帯及び 2.5GHz 帯における周波数オークションが実施され、その結果、各社が LTE サービスを開始している。まず、AWS 帯を利用して、2013 年 12 月から、Movistar Colombia 及び Tigo Colombia が LTE サービスを開始し、2.5GHz 帯を使用して 2014 年 2 月から Claro が、2014 年 7 月から DirecTV が LTE サービスを開始している。Avantel は獲得した AWS 帯により、2014 年 8 月に LTE サービスを開始している。

また、MinTIC と ANE は、2015 年 5 月にマルチバンドのオークションのパブリックコメントを発表した。対象となる帯域は、900MHz 帯域、1900MHz 帯域、2500MHz 帯域及び 698-806MHz のアナログテレビの跡地に当たる 700MHz 帯で、オークションは 2016 年に行われる予定である

3 電波利用料制度

「2009 年法律第 1341 号」第 13 条により、電波を利用するためには、帯域幅、潜在的なユーザ数、カバレッジ、周波数需要、技術要素などに基づき算定された額を情報通信技術基金 (Fondo de las Tecnologías de la Información y las Comunicaciones) に納める必要がある。

4 電波の安全性に関する基準

MINTIC は、通信・放送事業者を対象とした「2005 年政令 195 号」及び端末等の通信機器を対象とした「2005 年政令第 1645 号」によって、電磁界曝露にか

かわる規制を行っているが、その制限値は、ITU-T Rec. K.52 及び国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）での制限値と同等である。

Ⅲ 周波数分配状況

MINTIC は、周波数分配表を策定、以下の URL で ANE が公表している。
<http://www.ane.gov.co/cnabf/images/documento/CNABF2014.pdf>